

# 認知症になっても住み慣れた地域で 安心して暮らし続けるために

## ▶ 成年後見制度を知っていますか？

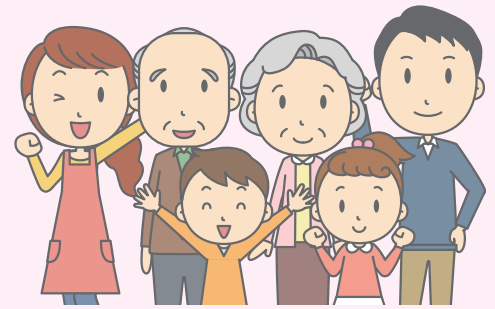
成年後見制度は認知症などで判断能力が不十分な方の生活を法的に支援するしくみです。

例えば…

- 必要がないのにローン契約を結んでしまった
  - 預金通帳を何回も紛失してしまって、金銭管理が難しくなった
  - 介護保険の申請や介護サービスの手続きがよくわからないなどの心配はありませんか？
- 成年後見制度では、法的な支援を行うことで財産や権利を守り、その人らしい暮らしができるように支援していきます。

成年後見人は本人の判断能力に応じて日常生活に必要な金銭管理や契約の代理、取り消し、

介護サービスや医療機関を利用する場合の手続き、契約を行います。



### 既に判断能力が不十分であれば… 法定後見制度

ふだんの買い物も一人ではできない

ふだんの買い物はできても、重要な取引行為はできない

重要な取引行為を一人で行うのは困難または不安

判断能力が欠けている人には  
**成年後見人**

判断能力が著しく不十分な人には  
**保佐人**

判断能力が不十分な人には  
**補助人**

### まだしっかりしていれば… 任意後見制度

先行き、認知症などになったときの財産管理などが不安

判断能力は今は大丈夫  
**任意後見人**

※成年後見人などは本人の状況を考慮して、家族、法律や福祉の専門家、法人などから家庭裁判所が選任します。

☎高齢者総合相談センター (4・5面参照)  
豊島区民社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」 ☎ 3981-2940

## ▶ 介護保険のサービスを上手に利用しましょう

介護保険とは、支援や介護が必要になった場合、必要なサービスを受けられる制度です。

65歳以上の方は支援や介護が必要になった原因を問わず利用できますが、40歳から64歳の方でも「初老期における認知症」を含む16の特定疾病が原因で支援や介護が必要になった場合、介護保険のサービスが利用できる場合があります。

介護保険のサービスを利用するためには申請が必要です。お近くの高齢者総合相談センター(4・5面参照)または介護保険課で申請ができます。

### 介護保険で利用できるサービスの一例

右記以外にも介護保険で利用できるサービスがあります。他のサービスとも組み合わせるなどして上手に利用しましょう。

- 訪問介護
  - 認知症対応型通所介護 (デイサービス)
- 訪問看護
  - 小規模多機能型居宅介護 (通いを中心に、訪問、泊まりのサービスの組み合わせができます)

## ▶ その他の助成事業



### 徘徊高齢者位置情報サービス助成

位置情報サービスとは、事業者から貸与される位置探査機器を高齢者の身につけ、徘徊等で所在がわからなくなった時、位置情報センターに探索依頼し、介護する方に位置情報を提供するサービスです。

**対象者：**豊島区に住所がある65歳以上の認知症による徘徊高齢者を在宅で介護している方  
**助成内容：**位置情報サービス申込金と月額サービス料の一部を区が助成  
**利用負担：**月額2,000円(高齢者の介護保険料所得段階1～3の場合は無料)



### 高齢者補聴器購入費助成

※助成決定より前に購入したものは、対象となりません。

聴力機能の低下により、コミュニケーションがとりにくい高齢者を対象に、補聴器の購入費を助成します。聴力低下による閉じこもりを 방지、積極的な社会参加や地域交流を促し、健康増進や認知症予防につながります。

**対象者：**以下のすべてに該当する方

- ・豊島区に住所がある65歳以上の方
- ・住民税本人非課税(介護保険料所得段階1～5)の方
- ・耳鼻科の医師から本事業の基準を満たす証明を受けた方
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方

**助成内容：**補聴器購入費用

- ・1人1台1回限り
- ・2万円を上限とする
- ・対象は補聴器本体および付属品のみ

☎高齢者総合相談センター (4・5面参照)